

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

財産活用課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

【公告】

○ 種畜証明書の書換交付

畜産課

○ 家畜伝染病の発生

”

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十五号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四級地の項中「倉敷スポーツ公園」の下に「岡山県立津山中学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

たなか歯科・内科

井原市下出部町一―三三―四

平成二十六年十二月一日

〔四九三〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十六年十一月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11255145300	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町松谷606 鳥取県畜産試験場長

〔四九四〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年十一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	ヨーネ病
家畜の種類	乳用牛
生年月日	平成二十三年八月三十一日
患畜・疑似患畜の区分	患畜
発生頭数	一頭
発生場所	勝央町
発生日	平成二十六年十一月十一日